

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

1. 児童虐待防止対策の充実 (1) 児童相談所の体制の強化

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P)
(計画記載事項)

- ◆児童相談所の組織体制や運営力の強化
 - ・子どもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチの徹底
 - ・外部専門家の招へいや法的対応力の強化
- ◆児童相談所職員の人材の確保及び専門性の確保
 - ・職種別・経験年数別職員体系表に基づく研修(児童相談所機能強化事業)
 - ・児童相談所職員の県外(児相)への派遣研修
 - ・児童福祉司・児童心理司の計画的な採用
- ◆児童養護施設等との連携強化
 - ・児童養護施設等で子どもの問題行動に対して教育的に対処できるスキル習得のためのCSP(コモンセンスペアレンティング)研修等の実施
- ◆一時保護所の環境整備(子ども総合センター(仮称)の整備)
 - ・個室化やユニット化により児童が安心して生活できる空間の確保
 - ・深夜の緊急一時保護に対応できる保護スペースの確保

取り組み状況と成果 (D)
(H31年3月末現在)

- ◆児童相談所の組織体制や運営力の強化
 - ◆児童相談所職員の人材の確保及び専門性の確保
 - ①外部専門家の招へい
 - 【児童相談所機能強化アドバイザー】
 - 赤井兼太氏(元大阪府中央子ども家庭支援センター所長)
 - 10回
 - ・研修: 3回(全職員対象)
 - ・グループへの助言等: 28回
 - ・個別事例への助言: 13回
 - 山本恒雄氏((社) 恩賜財団母子愛育会愛育研究所客員研究員)
 - 10回
 - ・研修: 14回(全職員対象)
 - ・個別事例への助言: 24回
 - 【幡多児童相談所機能強化アドバイザー】
 - 川畑隆氏(京都学園大学教授)
 - 4回
 - ・個別事例への助言: 16回
 - ②法的対応力の強化
 - 弁護士による支援
 - ・定期相談: 166回
 - ・随時相談: 28回
 - ③職種別・経験年数別の職員研修の実施
 - ・新任職員等研修(のべ80名)
 - ・児童福祉司任用後研修(のべ139名)
 - ・児童福祉司スーパーバイザー研修(前期/後期 2名)
 - ④テーマ別研修
 - ・トラウマケアに関する専門研修の受講(3名)
 - ・トラウマケアに関する職員研修(185名)
 - ・サイズオブセーフティに関する研修(24名)
- ◆一時保護所の環境整備
 - ・中央児童相談所の整備移転による相談体制機能等の充実
障害相談も含め、子どもに関するあらゆる相談をワンストップで対応
 - ・一時保護所の居室の個室化、緊急一時保護対応室の確保

次期計画に向けた課題 (C)
(これまでの取組から見えてきた課題)

- ◆職員の専門性の確保
 - 児童福祉司スーパーバイザー(SV)等の育成
 - ・児童福祉法の改正(H29)に伴い、児童福祉司への指導・教育を行うSVが児童相談所に配置され、SVや任用後の児童福祉司を対象とした研修の受講が新たに義務化されたが、経験の浅い職員の育成に向けたSVによるOJTの充実強化が必要
 - 新たな課題
 - ・一時保護件数の増加に伴い、一時保護後の親子関係再構築を見据えた支援が必要
 - ・トラウマや精神疾患を抱える子どもの増加への対応
- ◆「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」への対応
 - ①児童福祉司の配置見直し
 - 標準配置として、児童福祉司1人あたりのケース数(虐待以外のケースを含む)が40ケース相当となるよう設定
 - ②地域における相談体制強化
 - 里親養育支援、市町村支援のための児童福祉司を配置
 - ③児童心理司の配置
 - 児童福祉司の増員に応じた児童心理司の配置の見直し
 - ④弁護士の配置等
 - 児童相談所が日常的に弁護士と相談できるよう法的対応体制の強化

など

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

1. 児童虐待防止対策の充実 (2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

作成課・担当

児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆市町村の相談支援体制強化のための支援
 - ・相談支援にあたる職員の対応能力の向上のための研修を行います。
 - ・市町村職員の児童福祉司任用資格の取得を推進するため、児童福祉司任用資格取得講習等を行います。
 - ・市町村の庁内連携と対応力の強化等の仕組みづくりを推進するため、モデル市町村の育成・強化を図るとともに、他の市町村にそのノウハウを普及・拡充します。
- ◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援
 - ・児童相談所が要保護児童対策地域協議会の構成員として参加するとともに、個別ケースの見立てを行うなどの個別支援を行います。
 - ・人口集中地域における地域支援者会議の設置を働きかけます。
 - ・要保護児童対策地域協議会調整機関(市町村)職員及びその構成員に対する研修企画等の充実に向けた運営支援を行います。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆市町村の相談支援体制強化のための支援
 - ・基礎研修(新任・新採・希望者対象) 3回 171人
 - ・中堅研修(経験1年以上・希望者) 2回 62人
 - ・管理職研修(管理職・準管理職) 2回 95人
 - ・要対協調整担当者意見交換会(調整担当者) 17人
 - ・フォローアップ研修(基礎～管理職研修の内容補習希望者) 24人
 - ・児童虐待主管課長・係長会(管理職・準管理職) 2回 98人
児童相談所との連携強化のため、国からの通知内容説明や共通ルール、提示や自治体内の虐待対応スキルアップのための情報提供等
 - ・第2回高知家子どもの虐待防止推進セミナー 103人
 - ・市町村要保護児童対策地域協議会調整機関連絡会(幡多) 18人
 - ・児童相談関係機関職員研修(幡多) 57人
- ◆要保護児童対策地域協議会の運営に対する支援
 - ・市町村の個別ケース支援に対して助言を実施(振り返り支援)(23市町村 延べ1,098ケース(幡多児相管内を含む))
 - ・リスクアセスメントシートの評価・精度を高めるために、記入解説書を新たに作成し、全市町村に対して説明を実施
 - ・リスクアセスメントの評価及び支援計画の決定機能である定例支援会議の設置をH29年度から働きかけ、H30年度は全市町村設置済
- ◆高知市への重点支援
 - ・毎月の定例支援会議に児童相談所が参加し、ケースのリスクランクを確認し、リスクの高いケースを中心に具体的な支援方法への助言を実施(延べ469ケース) ※ランクBは毎月、ランクCは2か月に1回確認
- ◆市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - ・市町村を対象とした設置促進のための会議等の実施 23市町村

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

- ◆市町村職員の研修
 - ・要対協調整担当者の受講義務研修を兼ねているが、市町村の対応スキルを上げていくために、経験年数や職階別に応じた実践的な研修が必要
- ◆市町村の要保護児童対策地域協議会への積極的な支援
 - ・全市町村で定例支援会議が設置され、リスクアセスメントシートを用いたリスク評価が定着した。しかし、個別ケースに対する組織としての支援計画の策定が不十分であるため、支援の進行管理を適切に行っていくための定例支援会議の運営支援の継続が必要
- ◆高知市への重点支援
 - リスクアセスメントシートを用いたリスク評価が定着したが、支援計画の策定支援が必要
- ◆市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進
 - 県内で「市区町村子ども家庭総合支援拠点」を設置している市町村は2市町のみ(3/31現在)
 - 【設置にかかる課題】
 - ・人員配置(専門職の確保、常時配置要件の充足)
 - ・財政負担(国1/2、市町村1/2)
 - ・法的措置が努力義務 など
 - ※平成30年2月現在の全国の設置状況：114か所
うち、補助金の活用：38か所

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

1. 児童虐待防止対策の充実 (3) 妊婦や子育て家庭の相談体制の整備

作成課・担当

児童家庭課・健康対策課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

◆妊娠等に対して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

ハイリスク妊婦や特定妊婦などの早期把握と、妊娠中からの関係づくりを促進する市町村の取組を支援するとともに、望まない妊娠等に対する相談窓口の周知を進めます。

◆養育支援を必要とする家庭の把握
妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業の実施及び関係機関等と市町村の連携強化や情報共有などにより、養育支援を必要とする子どもやその保護者を把握し、必要な支援につなぐ市町村の取組を支援します。

また、乳幼児健診の未受診児へのフォローを確実に実施し、保健部署が把握した要支援ケースなどを児童福祉部署へつなぐ仕組みの充実・強化を推進します。

◆関係機関と市町村との連携強化
要保護児童対策地域協議会への関係機関の参加を促進するため、新たな団体への支援協力や関係機関に対する要望など、県から関係団体等へ協力依頼するなど市町村の活動を支援します。

取組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

◆悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

- ①県内ではH27年度から設置が始まった子育て世代包括支援センター(以下「センター」)は、全市を含む合計18市町村に設置済みとなり、妊婦のアセスメントや支援プランを作成する市町村が増加した。
- ②母子保健支援事業費補助金(県単) 産前・産後ケア事業:11市町村(H30年度)
- ③予期しない妊娠や女性の身体に関する電話・面接専門相談を平成30年6月から思春期相談センターPRINKで開始。
広報用名刺大カードを作成し県内中・高等学校や、分娩取扱施設、児童養護施設などに配布するとともに、ドラッグストアやスーパーに設置した。(H30年度配布数:9千枚)

◆養育支援を必要とする家庭の把握

- ①各市町村における要支援家庭の状況把握の方法や対応基準などを決めた対応フローチャートの作成を支援し、市町村の体制の充実強化を図った。
・未受診児対応フローチャート(H27年度)
・妊娠期から産褥期の対応フローチャート(H28年度)
- ②母子保健支援事業費補助金(県単)
乳幼児健診受診促進:6市町村(H30年度)
- ③母子保健と児童福祉の合同市町村ヒアリングの実施(H27年度から。H30年度は9/5~10/22) 内容:保健と福祉の対応状況、役割分担、連携状況の確認など

◆関係機関と市町村との連携強化

- 各市町村に対し、子どもの見守り体制推進交付金(県単独補助金)の活用による児童虐待防止対策コーディネーターの配置を促進し、関係機関や民生委員・児童委員等との連携強化を支援
(H30:8市町が活用・配置)
- 全市町村を訪問し、要保護児童対策地域協議会への民生委員児童委員の参加促進を働きかけ
(H30実績) ・個別ケース検討会への参加依頼率:13.4%
・個別ケース検討会への参加率:11.3%

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

◆悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の整備

- ①設置済みセンターの機能充実と、センター未設置町村のセンター機能確保
- ②母子保健コーディネーターや母子保健担当部署の保健師の対応力の強化と、産前・産後ケアサービスの拡充
- ③女性専門相談への相談者が少ない

◆養育支援を必要とする家庭の把握

- ①母子保健コーディネーターや母子保健担当部署の保健師の対応力と組織体制の強化
- ②受診するまで訪問する等の複数回のアプローチなどフォロー体制の定着
- ③母子保健部門と児童福祉部門との平時から要支援家庭等の定期的な情報共有、役割分担の明確化

◆関係機関と市町村との連携強化

- ・各市町村に児童虐待防止対策コーディネーターの配置拡大を働きかけ、地域の連携体制を更に強化していく必要がある。

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

1. 児童虐待防止対策の充実 (4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

作成課・担当

児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆平成20年2月に発生した死亡事例を検証した高知県児童虐待死亡事例 検証委員会から提言された13項目の提言に沿った取組を継続します
- ◆平成26年12月に発生した死亡事例を検証するため「高知県・高知市児童虐待死亡事例検証委員会」を高知市と共同で設置し、事例の検証を行うとともに、再発防止の提言を受け、県と高知市が連携して更なる再発防止策に取り組めます。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆平成31年3月25日に平成30年度第1回高知県児童福祉審議会児童虐待検証部会を開催し、検証委員会からの提言に対する対応状況についてフォローアップを行った。
 - 児童相談所の相談体制の強化
 - ・医学専門領域からの意見や評価等を得る機会の確保 (小児科・小児精神科・精神科・婦人科・法医学)
 - ・弁護士による支援 (法律相談・家庭裁判所への申立て・支援会議等への参加による助言・司法関係者との連携調整等)
 - ・機能強化アドバイザーによる助言等 ※前記 (1)
 - 精神科医の定期来所診断の実施
 - 被虐待児童等については、トラウマチェックリスト等を用いて、その影響についてアセスメントを実施。
 - 警察との連携
 - 連絡協議会の開催(H30.9月)
 - 参加者：67名 (児童家庭課、児童相談所、少年安全対策課、警察署、高知地方検察庁)
 - 地域で子どもを支援する関係者 (スクールソーシャルワーカーや保育士、主任児童委員等) への研修の実施。
 - 市町村との連携及び支援 ※前記 (2)

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

- 児童福祉法及び児童虐待防止法の改正や児童虐待防止対策体制総合強化プラン (H30) に基づき、児童相談所の体制と専門性の一層の強化が必要である。
- 一時保護後の親子関係の構築を見据えた支援や子どものトラウマ等への対応の充実が必要である。
- 個々の家庭のニーズに応じた家族再統合プログラムを活用できるよう、新たな手法による保護者支援の検討が必要である。
- 転出や転入を伴うケースでは、引継ぎを確実に行うとともに、市町村と連携して対応することが重要である。

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

2. 社会的養護体制の充実 (1)家庭的養護の推進

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

I 里親委託等の推進

◆里親支援体制の整備

児童相談所と里親支援機関（里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等）等の関係機関との連携強化を図り、里親を支援するための体制を整備します。

◆登録里親の新規開拓

里親制度の啓発による登録里親の新規開拓を行い、養育里親の増加を図ります。あわせて、ファミリーホームの設置を支援します。

◆里親会の活動の活性化

里親会による自己学習会や先進的な県外の里親会の視察研修等の取組を支援することを通じて、養育の質の向上を図ります。

II 施設の小規模化及び地域分散化の推進

◆家庭的な養育環境づくり

できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係のもとで養育される環境づくりに取り組みます。

◆小規模化・地域分散化の推進

施設の実情に応じて、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの設置を促進します。

◆小規模化・地域分散化推進のための人材育成

家庭的養護を推進する基盤づくりとして、施設が行う職員による養育の質の向上に資する研修の実施を支援します。

また、子どもの支援の方針を調整し、グループをまとめる「チーム責任者」等の役割が求められる勤続年数5年以上10年未満の各施設の児童指導員や保育士の育成を支援します。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

I 里親委託等の推進

◆里親養育包括支援事業の実施等

・「フォスタリング機関及びその業務に関するガイドライン」に基づき、リクルート、研修、マッチング、委託後の支援等を通じた一貫した里親家庭支援体制を構築

→リクルート、研修、委託後の支援については、社会福祉法人へ委託（H31～）

・里親支援専門相談員を配置した児童養護施設等と連携した里親家庭等への支援の実施 5施設（H31～）

II 施設の小規模化及び地域分散化の実施

○小規模化、地域分散化の推進（県内10施設）

・地域小規模児童養護施設（2施設3か所）

・分園型小規模グループケア（2施設3グループ）

・本体施設における小規模グループケア（8施設25グループ）

○社会的養育推進計画の策定（R元年度中に策定）

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

I 里親委託等の推進

○量の確保

・里親種別を絞った広報活動の展開

○質の向上

・里親への研修等の充実

・不調が発生しないような丁寧なマッチング及び委託後の訪問支援の充実

II 施設の小規模化及び地域分散化の実施

○小規模化、地域分散化の推進

・地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを推進するための物件の確保が困難（南海トラフ地震等が発生した場合、地域分散化によりリスク増となるなど）

・近年（10数年）で建て替えた施設が多く、本体施設内で小規模グループケアを行うための改修が困難（小規模グループケア未実施2施設はH20、H22に建替）

・小規模グループケア等を実施するための人材確保

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

2. 社会的養護体制の充実 (2) 専門的ケアの充実

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆子どもたちの抱える様々な課題に対する専門的ケアを行う者の知識や技術を充実します。
- ◆子どもの特性に応じた質の高い専門的なケアを行うことができるよう、施設による研修の充実や、基幹的職員の配置の促進を図ります。
- ◆児童養護施設等に入所する障害のある子どもへの支援にあたっては、中央児童相談所と療育福祉センターとが連携してサポートケアを行います。また、施設入所中の子どもが思春期になった時の混乱等に対して、中央児童相談所が児童養護施設等による専門的ケアを支援します。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆児童養護施設等における基幹的職員の充実
 - 基幹的職員の配置状況 (H30)
100% (乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設)
 - 基幹的職員を対象とした研修
 - ・高知県児童養護施設等基幹的職員研修 (H29～)
- ◆中央児童相談所における専門的ケアの充実
 - 虐待などの逆境体験によるトラウマを抱えた子どもたちへの支援について、トラウマケアの視点を取り入れたケアを実施。
 - ・児童相談所の児童心理司がトラウマに関する専門性を高めるための研修を受講
 - ・施設職員等を対象とした研修会の開催

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見えてきた課題)

- ◆児童養護施設等における基幹的職員の充実
 - 新たな問題等への対応
 - ・子ども間の問題行動 (性的問題行動、暴力など) に対するケア
 - ・トラウマを抱えた子どもや障害のある子どもなどケアニーズの高い子どもへのケア
- ◆中央児童相談所における専門的ケアの充実
 - 虐待などの逆境体験によるトラウマを抱えた子どもたちへの支援
 - ・子どもに関わる支援者のトラウマの理解促進

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

2. 社会的養護体制の充実 (3) 自立支援の充実

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆ 児童養護施設等の施設入所児童等社会復帰促進事業の実施や、児童家庭支援センターの退所児童アフターケア事業の積極的な活用を通じて、子どもの自立支援の取組を充実させます。
- ◆ 自らの将来の展望を持つことができるよう里親や児童養護施設等が行う子どもの自立につながるための学習支援や、職場体験等の就職支援の取組を支援します。
- ◆ 義務教育を終了した20歳未満の児童で、支援が必要な者には、「児童自立生活援助事業」により、共同生活を営みながら、生活指導や就業の支援等を推進します。
- ◆ 経済的理由等で生活が不安定な子どもには、必要に応じて20歳までの措置延長制度を積極的に活用します。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆ 高知県入所児童自立支援事業の実施 (H28～)
 - ・ 児童養護施設等に入所している児童の将来の自立に向けた学習支援、自立支援を行うとともに、退所した児童のアフターケアを行う自立支援職員を配置 (H30 : 5施設)
- ◆ 高知県社会的養護自立支援事業の実施 (旧 : 児童家庭支援センター退所児童アフターケア事業)
 - ・ 児童家庭支援センター (2か所) において児童養護施設等を退所した児童の生活相談等を実施 (H30 : 2か所→H31 : 3か所)
- ◆ 児童自立生活援助事業の実施
 - ・ 高知市内の民間法人が運営する自立援助ホームにおいて実施 (H30 : 1か所→H31 : 2か所)
- ◆ 18歳到達以降の支援の継続
 - ・ 必要に応じて20歳までの措置延長を行うとともに、措置解除後も22歳まで引き続き施設等において支援が受けられる体制を確保 (自立支援事業 : H31～)

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見えてきた課題)

- ◆ 子どもの自立支援に向けた取組
 - ・ 児童自立支援施設を退所した児童の高校中退率が高いことから、生活相談を含めたアフターケアの充実が必要

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

2. 社会的養護体制の充実 (4) 家族支援及び地域支援の充実

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆ 児童家庭支援センターの新たな設置や、要保護児童対策地域協議会への参加等を通じて、地域における家庭支援の充実を図ります。
- ◆ 市町村における地域子ども・子育て支援事業の推進を支援し、虐待の発生予防や深刻化の予防のための家庭支援の充実を図ります。
- ◆ 児童養護施設に配置される家庭支援専門相談員や児童家庭支援センターによる親子関係の再構築支援や家庭復帰後の虐待防止のための取組を通じて、家庭支援の充実を図ります。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆ 児童家庭支援センターの充実
 - ・ 児童家庭支援センターを民間法人に委託し、地域の保護者等からの相談対応を実施
(H30:4カ所→H31:5カ所)
- ◆ 親子関係の再構築支援等
 - ・ 県内全ての乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設に家庭支援専門相談員を配置し、入所児童の家庭支援を実施。
 - ・ 児童相談所の児童福祉司による保護者支援の充実
(サインズオブセーフティアプローチに関する研修を受講等)

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見えてきた課題)

- ◆ 地域における支援体制の構築
 - ・ 子ども家庭総合支援拠点の設置や子育て世代包括支援センターなどの連携により、身近な地域において一体的な家庭支援を行う体制の構築が必要

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

2. 社会的養護体制の充実 (5)子どもの権利擁護の推進

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

- ◆被措置児童等虐待が発生した場合は、これまでと同様に被措置児童等虐待対応ガイドラインに基づき、迅速かつ適切な対応を行います。
- ◆入所児童に対する「子どもの権利ノート」の配布と権利の説明を着実に実施します。
- ◆全施設において計画的な第三者評価の受審が継続的に実施されるよう支援及び指導を行います。

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ◆被措置児童等虐待が発生した場合の支援
 - 被措置児童等虐待の認定件数
H26: 0件、H27: 2件、H28: 5件、H29: 6件
 - 発生後の施設等に対する支援
 - ・児童相談所、児童家庭課とともに事例検討会を行い、入所児童の具体的な支援方針を検討
- ◆「子どもの権利ノート」
 - ・児童相談所が行う定期的なサポートケア（施設入所児童に対する支援）の際に、ノートを配布し入所児童の権利について説明
- ◆第三者評価の受審
 - ・各施設において3年に1回の受審が継続的になされるよう受審に係る経費を支援（児童保護措置費）

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見えてきた課題)

- ◆被措置児童等虐待の防止に向けた支援
 - ・児童養護施設等では、処遇困難な児童の入所が増加しており、専門的な支援の強化が必要となっている。

取組の方向性と具体的な取組（P）
（計画記載事項）

（ア）就業支援
就業情報の提供や技能等の取得への支援などの就業支援を行うとともに、事業主の理解と協力を得て、ひとり親家庭等の雇用の促進に取り組みます。
◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターを中心に、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、無料職業紹介事業を充実
◆臨時的任用職員の雇用に関する情報を提供
◆ハローワークと連携し、求人情報の提供、母子・父子自立支援プログラム策定事業を実施
◆自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金などの資金面での支援を実施
◆ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて技能取得のための講座を実施
◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター等でひとり親を雇用了した事業主が優遇される制度の広報

（イ）経済的支援
ひとり親家庭等の自立を実現するためには、就業支援と併せて一定の経済的支援を行う必要があります。また、多くのひとり親家庭では養育費が支払われていないという現実があるため、養育費に関する情報提供や相談機能の充実を図ります。
◆児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、ひとり親家庭医療費助成などの経済的支援制度による支援を実施
◆養育費の確保に向けた啓発の推進や法律相談事業の充実

（ウ）日常生活支援
ひとり親家庭等が自立するためには、子どもの保育先や住宅の確保のほか地域での見守りの体制など、安心して子育てができる環境づくりが必要です。ひとり親家庭等の様々なニーズに応じた適切な支援を行うとともに環境づくりを進めます。
◆母子生活支援施設の支援機能の充実とショートステイの受託など地域の子育て支援の取組みを推進

（エ）情報提供・相談支援
ひとり親家庭等に必要情報が届くように、関係機関との連携を密にした的確な情報提供及び相談体制の充実や、生活支援の情報をホームページ上で公開するなど、情報提供ができる仕組みの確立を進めます。
◆生活、就業及び養育費等について、県福祉保健所及び市町村などの各担当窓口で相談対応とひとり親家庭等就業・自立支援センターなどによる関係機関と連携した対応
◆県福祉保健所、市町村やひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、ハローワーク高知マザーズコーナーなどの相談窓口の周知
◆ひとり親家庭等への啓発冊子「母ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成、市町村や県福祉保健所、関係団体等を通じた各種支援制度の広報の実施、ホームページの充実

取り組み状況と成果（D）
（H31年3月末現在）

- 1 就業支援の強化
（1）ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
○ひとり親家庭等就業・自立支援センターによる相談件数：739件
○就業相談、就業情報の提供、就業のあっせん等の実施
・新規求職者数：38人 ・就職者数：33人
○就業支援パソコン講座の実施 2回7名参加（ソーレと共催）
○ひとり親家庭等就業・自立支援センター、ハローワーク、高知家の女性しごと応援室の三機関による「連絡会」の開催
・支援における連携について など
○移動相談の実施 14市町・ハローワーク 24回 13人
（2）資格や技能の取得への支援
○ひとり親家庭自立支援事業（高等職業訓練促進給付金等）、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施<町村分>
・高等職業訓練促進給付金利用者数：13人 前年同期：11人
・自立支援教育訓練給付金利用者数：3人 前年同期：0人
" 申込者数：5人
・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業利用者数：0人
- 2 情報提供・相談体制の強化
（1）情報提供
○センターを紹介したリーフレット、手に取りやすいカードを活用した周知（リーフレット6000部、カード5000部）
・市町村・福祉保健所・社会福祉協議会等へ周知依頼
○広報誌、フェイスブックを活用した周知
○給付金等制度周知用リーフレットの配布による周知（3,500部）
・リーフレットに利用者の声を掲載する
・市町村、専門学校、ハローワーク等関係機関への周知依頼
○「福祉のしおり」の配布等を通じた周知（22,500部）
・ひとり親家庭、市町村、保育所、学校（SSWを含む）、民生委員・児童委員、子ども食堂、児童家庭支援センター等へ配布
・県ホームページへの掲載
○移動相談の広報を市町村に依頼（広報誌・チラシ配布）
○児童扶養手当現況届の機会を活用した周知
- （2）相談体制
○ひとり親家庭等就業・自立支援センター来所者へのアンケートの実施
・センターを知ったきっかけ、他の支援機関の利用状況、相談の満足度 など
○養育費等に関する専門的な問題に対応するため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの法律相談の実施
・弁護士相談者数：30人、司法書士相談者数：28人

次期計画に向けた課題（C）
（これまでの取組から見てきた課題）

- 1 就業支援の強化
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業
①センターでの就職者数が減少傾向
求職登録者の内訳は、在職者が34人、無職者が35人で、無職者は早い段階で就職を決定する傾向があるが、一方で、転職希望の在職者はキャリアアップを目指した資格取得やスキルアップ講座等のニーズがある。

	求職者①	就職者数②(②/①)
無職者	34人	20人 (59%)
在職者	35人	13人 (37%)

※①は過年度を含む

	H28	H29	H30
就職者数	68人	38人	33人

- ②センターへの相談件数が減少傾向にあることから、認知度を向上するための取組が必要

	H28	H29	H30
相談件数	1,029件	1,107件	739件

- 2 情報提供・相談体制の強化
センターにおける支援は、就業相談だけでなく、法律相談、支援制度など生活全般の相談等、個々のニーズに応じて伴走支援が可能であることから、様々な機会を活用して、センターの機能を周知していく必要がある。
◆ひとり親家庭等就業・自立支援センター相談内訳
・就業相談：394件
・法律相談：222件
・支援制度など生活全般の相談：172件

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

4. 少年非行防止対策の推進

作成課・担当 児童家庭課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

教育委員会、警察本部、知事部局が連携体制を構築し、取組を推進します。また、支援を必要とする家庭を早期に把握し、非行の芽を摘み取る非行防止の地域の仕組みづくりが必要です。さらに、官民協働による取組を推進します。

◆子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

・幼児期から、子どもや保護者向けの親子の絆教室などを活用して、規範意識を醸成する取組を強化します。

◆地域で子どもを見守り、育む気運の醸成

・行政機関や民生・児童委員等による地域の支え合いの力を活用して、養育上の課題がある家庭に対するアプローチを行い、相談や支援を行う体制を整備します。

◆養育上の課題がある家庭に対するアプローチの強化

・妊娠期から乳幼児期までの健康診査や相談事業などの様々な機会を捉えて、養育上の支援が必要な家庭を把握し、家庭への相談や支援を行う市町村に対して、要保護児童対策地域協議会において助言を行うなど、積極的に県が支援します。

・児童相談所と関係機関の連携による、子どもや家庭への支援・援助を行います。

◆発達の気になる子どもや保護者への支援の充実

・発達の気になる子どもの早期発見や早期療育を推進します。

・中学校区を中心とした特別支援教育を柱に据えた教育を推進します。

・児童相談所と関係機関の連携による、子どもや家庭への支援・援助を行います。

取組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

◆子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

- ①万引き防止リーフレットの作成・配布
- ②万引き及び深夜徘徊防止のための一声運動
 - ・各市町村少年補導育成センター等による一声運動参加店舗の取組実施状況の把握と協力依頼
 - 県内全域店舗ポスター掲示率：453/588店舗 (77.0%)
- ③各警察署による非行防止教室の開催 (テーマ：入口型非行)

◆子どもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

- ①少年サポートセンターの機能強化・立ち直り支援事業の充実
 - 立ち直り支援事業
 - ・支援対象少年：24人
 - ・延べ支援回数 782回 (H30)
 - 各警察署が行う非行防止教室等への支援活動
 - 延べ回数 202回 (H30)
 - 関係機関等訪問活動
 - 延べ回数102回 (H30)
- ②非行防止対策ネットワーク会議の開催 (2回)
 - ・児童家庭課、人権教育課、少年女性安全対策課で再非行防止について協議
 - ・少年非行の状況と青少年健全育成条例にかかる取組みについて協議

◆子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

- ①見守りごと体験講習による支援
 - ・見守り雇用主登録数：26市町村81社168店舗
 - ・各種会議を通じた取組周知 (3回)
 - ・見守りごと体験講習受講実績：2人
- ②中学卒業後等の進路未定者への支援
 - 若者サポートステーションによる就学・就労支援 (教委)
 - 少年サポートセンターによる立ち直り支援

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見えてきた課題)

◆子どもの規範意識を育み、非行を未然に防止するための取組の強化

- ・少年非行の状況を示す数値は近年減少傾向
- ・H30は万引きの件数が増加

◆子どもの立ち直りを支援し、社会で孤立させないための取組の強化

- ①少年サポートセンターの機能強化・立ち直り支援事業の充実
 - ・特性の強い少年への支援・保護者対応、関係機関との有効な連携を推進していくためには、支援担当者のスキルアップが必要

◆子どもが自立した社会生活を営む基礎づくり

- ①見守りごと体験講習による支援
 - ・制度の認知度向上のための学校現場及び各支援機関等への周知啓発が必要
 - ・学校や支援機関を対象とした制度に関する実態把握が必要
- ②中学卒業後等の進路未定者への支援
 - 市町村における教育と福祉の連携による支援体制の構築

*少年非行の状況 (H30)

- ☆不良行為による補導人数[成果目標：前年比2%低減]
1,725人 (前年比：2,098人 ▲17.7%)
- ☆入口型非行による検挙補導人数
[成果目標：H24 (445人) の90%に抑制]
107人 (前年比：84人 +27.4%)
- ☆再非行少年人数[成果目標：前年比5%低減]
51人 (前年比：54人 ▲5.6%)

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

5. 障害児施策の充実等(1)発達障害のある子どもと家族への支援

作成課・担当

障害福祉課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

(ア) 診断前から支援が受けられる仕組みづくり

診断を受けていない気になる子どもと不安を抱える親に対して、適切な相談や育児支援をできるだけ早い時期から開始するために、乳幼児健康診査の場面などから、子どもだけでなく親への支援も併せて実施していくなど、自然な形で発達支援をスタートすることができる仕組みづくりを推進します。

◆乳幼児健康診査において気になる子どもの早期発見を行うため、健診従事者を対象とした研修会の開催

◆気になる子どもへの発達支援と、親の不安軽減や子どもへの対応力の向上を目的とした親支援を実施する市町村への支援

◆「ペアレント・メンター」の活用、「ペアレント・トレーニング」の実施などによる家族支援の充実

◆保育所や幼稚園の中で気になる子どもへの支援の促進

・「障害児等療育支援事業」や「保育所等訪問支援」などを活用した後方支援

◆発達障害のある子どもやその保護者などへの支援を充実

・療育福祉センターと中央児童相談所の専門的な支援機能を連携させ、より効果的な支援を行うよう、両機関の建物を一体的に整備

(イ) 発達障害に係る専門医師の養成

高知ギルバーク発達神経精神医学センターを中心として、医師の養成・育成を促進し、県内の診療体制を拡充強化します。

◆研究員(12名の医師と3名の教育関係者)を中心とする医師の養成・育成を促進し、診療体制の拡充強化

・高知ギルバーク発達神経精神医学センターを運営し、ギルバーク教授による直接指導、県内医師を対象とした症例検討会、研究員による研究協議の実施など

(ウ) ライフステージに応じた支援体制の構築

発達障害のある子どもに対して、医療、保健、福祉、教育及び労働などの各分野の支援者が、一貫した観点から支援を行い、ライフステージが変わっても支援が確実に引き継がれるような仕組みをつくりまします。

◆「つながるノート」による支援を引き継ぐ仕組みづくり

※「つながるノート」：関係機関で作成する支援計画や記録を一元化し、情報の共有及び支援会議を通して各機関の役割分担を行うためのツール

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

- ① 乳幼児健診従事者の対応力向上
 - ・乳幼児健診従事者向け発達障害の早期発見のための観察ポイントを学ぶ研修会の開催(5/21)(参加者:保健師等52名)
 - ・E S S E N C Eの視点から乳幼児の発達の見方と親支援を学ぶ研修会の開催(5/21)(参加者:保健師等55名)
- ② 支援を必要とする子どもがノークアにならない確実なつなぎ
- ③ 医療の必要性の見極めと医療機関へのつなぎ
 - ・健診後のフォロー等に関する福祉保健所との連絡協議(5/9、11/1)
 - ・発達障害のある子どもの支援に関する市町村の状況調査(9月)
 - ・健診後のフォロー体制づくりに向けた市町村との協議(10月)
- ④ 専門医師等の養成
 - ・D I S C Oセミナー(発達障害の診断・評価のトレーニング・セミナー)への専門医師の派遣(民間病院医師1名)
 - ・医師対象の乳幼児の発達に関する研修会の開催(11/1、12/1)(参加者:延べ36名)
 - ・発達障害シンポジウムの開催(2/10)(参加者:310名)
- ⑤ かかりつけ医等の関与の検討
 - ・発達障害診療等に関する専門医師との意見交換会の開催(6/28)(診療での課題、健診後のフォロー体制等について意見交換)
 - ・専門医の参画によるワーキンググループの立ち上げ、課題検討(2/25)
- ⑥ 保健師等の見立てによる福祉サービスの支給決定の促進
 - ・市町村障害福祉担当者会等での要請
- ⑦ 専門的な療育機関の量的拡大に向けた専門人材の養成等
 - ・発達障害支援スーパーバイザー養成研修(6/5～、修了生3名)
 - ・発達障害児等支援スキルアップ研修(7/2～、全8回開催)(参加者:延べ810名)
 - ・障害児通所事業所等連絡協議会の開催(6/22)(参加者:53事業所、76名)(人材育成、関係機関との連携について意見交換)
- ⑧⑨ 身近な子育て支援の場における対応力の向上等
 - ・“みてわかる”支援と環境づくり講座の開催(5/23-25 6回開催)(参加者:171名)
 - ・保健師等対象「上手にほめて楽しい子育て講座」指導者養成セミナーの開催(5/30)(参加者:保健師、保育士等42名)
 - ・乳幼児の発達の見方と親支援に関する研修会の開催(9/20)(参加者:保育士等171名)
- ⑩ 家族への支援の充実
 - ・ペアレント・プログラムを理解する研修(支援者向け)の開催(9/10)
 - ・ペアレント・プログラム講座の開催(10/1-12/17 6回コース開催)
- ⑪ 保護者によるサポート
 - ・ペアレントメンター委嘱(6名)
 - ・ペアレントメンター連絡会(4/19)
 - ・ペアレントメンターによる相談制度の周知(案内チラシの作成・配布)
 - ・ペアレントメンター養成研修の開催(1/12-13)(参加者:22名)

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

- ① 乳幼児健診従事者の対応力向上
 - ・市町村の乳幼児健診でのフォロー割合にばらつきがみられることから、要フォロー児の判断基準の整理が必要
- ② 支援を必要とする子どもがノークアにならない確実なつなぎ
- ③ 医療の必要性の見極めと医療機関へのつなぎ
 - ・保護者が子どもの障害を受容していないことから発達相談や福祉サービスの利用につなげていない場合がある。
 - ・市町村における発達障害に関する支援(親カウンセリング、親子療育教室等)に濃淡がある。
- ④ 専門医師等の養成
 - ・専門医師の診断を支援するため、発達障害の子どもの現況の評価や見立て、カウンセリングを行うことができる心理職等の養成・確保が必要
- ⑤ かかりつけ医等の関与の検討
 - ・地域のかかりつけ医と発達障害診療の専門医師との協力体制の構築
 - ・保健、医療、福祉、教育の各分野が適切に役割分担することで、医療ニーズの高い人がスムーズに受診できる体制の整備が必要
- ⑥ 保健師等の見立てによる福祉サービスの支給決定の促進
 - ・医師の診断書の提出を必須としている市町村(4市町)
- ⑦ 専門的な療育機関の量的拡大に向けた専門人材の養成等
 - ・事業所数の増加に伴い保育士、児童指導員等の人材の確保が困難になっている。
- ⑧⑨ 身近な子育て支援の場における対応力の向上等
 - ・市町村事業としてペアレント・トレーニングの要素を取り入れた講座・セミナーを実施する市町村の拡大(現行:7市町)
- ⑩ 家族への支援の充実
 - ・一貫した支援を行うため、事業所と保育所等が相互に理解し、さらに連携を取りながら支援にあたる必要がある。
 - ・障害の有無に関わらず、子育て支援の場でペアレント・プログラムの普及を図っていく必要がある。
- ⑪ 保護者によるサポート
 - ・委嘱したペアレントメンターは、高知市在住者であり、高知市以外の地域で活動が可能な人材の養成が必要

第3節 特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援

具体的な施策

5. 障害児施策の充実等

(2) 特別な支援を必要とする重度障害や強度行動障害のある子どもへの支援

作成課・担当 障害福祉課

取組の方向性と具体的な取組 (P) (計画記載事項)

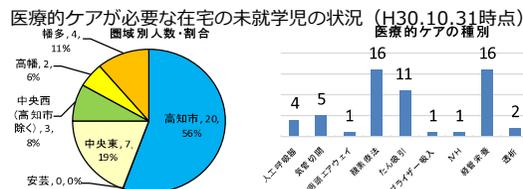
特別な医療を必要とする子どもや強度行動障害のある子どもを持つ家族が、在宅で生活を送ることができるための仕組みづくりを進めていきます。

◆ 重度障害や強度行動障害のある子どもとその保護者の介護負担を軽減

◆ 強度行動障害のある子どもへ専門的な支援を行うことができる人材を育成

取り組み状況と成果 (D) (H31年3月末現在)

① 児童発達支援事業所、保育所等での受け入れ体制



- ・保育所への医療的ケア児加配看護師の配置への助成 (1村)
- ・保育所での訪問看護師による医療的ケアの実施への助成 (1市)
- ・医療機関への受診援助への助成 (1市)
- ・障害児通所事業所連絡協議会において医療的ケア児支援にかかる加算の周知 (6/22) ※平成30年3月にも説明会を開催
- ・報酬改定を受けての通所サービス事業所を対象とした医療的ケア児の受入れに関するアンケート調査の実施 (6/22~7/4)
- ・高知県重症心身障害児者等支援体制整備協議会開催 (3/11)

【アンケート調査結果】

調査対象：障害児通所支援事業所 回答率：69.4% (43事業所 / 62事業所)

●医療的ケア児の受け入れ状況 / 今後の受け入れの予定

受け入れている / 今後可能	7事業所	うち重症心身障害児対象事業所	5事業所
受け入れている / 今後困難	0事業所		—
受け入れていない / 今後可能	4事業所	うち重症心身障害児対象事業所	1事業所
受け入れていない / 今後困難	32事業所	うち重症心身障害児対象事業所	0事業所

●医療的ケア児を受け入れていないと回答した事業所の理由 (複数回答可)

対象者がいない	28事業所	事業所のハード不足	2事業所
ケアを行える職員がいない	28事業所	利用希望がない	1事業所
マンパワー不足	10事業所	受け入れ要請なし	1事業所
提供サービスと相違	2事業所		

・加算制度を活用した医療的ケア児の受入れについて一般の児童発達支援事業所へ働きかけ

② 適切な福祉サービスを提供するための人材育成研修

- ・障害児通所支援事業所及び相談支援事業所職員等の支援力向上のための研修会の開催
- ・医療的ケア児の支援を総合的に調整するコーディネーターの養成研修の県内開催に向けた企画調整

③ 家族支援

- ・医療的ケア児支援に関する福祉保健所との連絡協議 (5/9, 11/1)
- ・ピアカウンセラー養成研修の開催
- ・高幡地域での重度障害児者の家族の集いの開催

次期計画に向けた課題 (C) (これまでの取組から見てきた課題)

① 児童発達支援事業所、保育所等での受け入れ体制

・看護師の確保や医療的なケアを行うのに技術的な課題があることなどから、一般の児童発達支援事業所では受け入れ体制が整っていない。

・医療ニーズが高い在宅生活へ移行する前段階の子どもの状況を十分に把握できていない。

・医療的ケア児の在宅生活を支えていくために、地域における医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携し、本人やご家族の希望を確認しながら個別具体的な支援方法を協議する必要がある。

② 適切な福祉サービスを提供するための人材育成研修

・児童発達支援事業所等の職員が、医療的ケア児への適切な支援を行うためには、医療に関する専門的な知識の習得が必要

③ 家族支援

・ピアカウンセラー養成研修会の開催にあたっては、重度の障害のある子どもを養育する保護者が受講できるよう配慮が必要

④ 情報提供

・医療的ケア児が在宅生活へ移行するにあたり、必要な情報を退院支援の前段階から提供するとともに、地域で利用できるサービス等を確認できる仕組みが必要